

公印省略

事 務 連 絡
令和7年4月9日

各就労継続支援B型事業所管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課長
(社会参加係)

事業所工賃向上計画の見直しについて

本県の障がい福祉の向上に日頃より御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、就労継続支援B型事業所におかれましては、『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』（平成24年4月11日障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国基本指針」という。）に基づき、令和6年度以降の「工賃向上計画」を策定し、工賃の向上に向けた取組を実施いただいているところ、各年度において、前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、計画の見直し等所要の対策を実施することとなっております。

つきましては、各事業所において、工賃向上計画の見直しにより令和7年度以降の内容を変更した場合は、令和7年5月30日（金）までに提出いただきますようお願いします。

<別添資料>

『「工賃向上計画」（令和6年度以降）の作成について』

（令和6年4月11日6障119号福岡県福祉労働部障がい福祉課長通知）

福岡県 障がい福祉課 社会参加係

T E L : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 2 6 4

F A X : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 3 0 4

E-Mail : shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp

< 作業要領 >

1 対象事業者

次のいずれも満たす事業所

- ・令和7年3月31日以前に指定を受けた就労継続支援B型事業所
- ・既に令和6～8年度工賃向上計画を作成し、「福岡県障がい福祉課」へ提出している事業所

※令和7年度途中に新規指定を受けた事業所又は工賃向上計画を未作成の事業所は、『「工賃向上計画」（令和6年度以降）の作成について（依頼）』（令和6年4月11日6障第119号福岡県福祉労働部障がい福祉課長通知）に基づき、計画を作成の上、ご提出ください。

2 提出様式及び修正方法

各事業所で作成済みの工賃向上計画の様式を使用し、見直しにより変更が生じた部分を朱書き修正し、提出してください。変更がない場合は、計画の再提出は不要です。

※令和7年度以降の工賃目標などの計画を修正するものになります。令和6年度の工賃目標などの修正できませんので、御留意ください。

※新たに様式が必要な場合は、福岡県ホームページに様式を掲載しています。

- ・福岡県HP掲載箇所

「工賃向上計画」（令和6年度以降）の作成について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kouchinkuojoyou-r6.html>

3 提出方法

電子メールで以下のメールアドレスに提出してください。（電子メールでの提出ができない場合は、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。）

提出先：福岡県 障がい福祉課 社会参加係

メールアドレス：shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp

※「lg」は「エル・ジー」です。

※提出の際には、様式のファイル名を「事業所番号※半角（事業所名）」、メールの件名を「事業所工賃向上計画（第5期）修正提出」としてください。

4 提出期限

令和7年5月30日（金）【必着】

※上記期限後は、令和7年度の計画内容の修正を行うことはできませんので、御留意ください。

※令和7年4月分の報酬算定については、本通知の提出期限に関わらず、指定権者が定める期限までに必要な届出を行ってください。

5 計画の公表

「工賃向上計画」及び工賃実績については、可能な限り、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイトや事業所のホームページ等を通じて公表してください。

6 国基本指針及び県工賃向上計画

国基本指針及び県工賃向上計画は、福岡県庁ホームページに掲載しています。

7 就労支援事業会計処理基準

「工賃向上計画」では、就労支援事業の会計を記入していただきます。

就労支援事業の会計は、就労支援事業会計処理基準に基づき処理することとされていますのでご注意ください。

厚生労働省の通知を以下の福岡県庁ホームページ（計画の様式を掲載しているページ）に掲載していますので、御確認ください。

8 報酬改定に係る掲載ページ

就労継続支援事業の報酬改定に係る内容は、厚生労働省及び福岡県庁ホームページに掲載していますので、御確認の上、作成をお願いいたします。

9 その他

提出された「事業所工賃向上計画」は、事業所の指定権者及び所在市町村担当者に情報提供を行う場合がありますので、御承知おきください。